

令和元年度  
第4回 北九州市学校給食審議会

日時：令和元年11月6日（水）  
14：40～15：10

場所：小倉北区役所庁舎東棟8階  
812会議室

## 令和元年度 第4回北九州市学校給食審議会次第

1. 日 時 令和元年11月6日(水) 14時40分～15時10分

2. 場 所 小倉北区役所庁舎東棟8階 812会議室

3. 次第

(1) 開会

(2) 議事 ～給食費の改定について(答申案)～

(3) 教育次長挨拶

(4) 閉会

## 北九州市学校給食審議会委員

区分	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	村上 さとこ	北九州市議会議員	
	天本 祐輔	北九州市医師会理事	会長
	加塩 大輔	北九州市歯科医師会理事	副会長
	白水 京子	北九州市薬剤師会副会長	
	貴志 倫子	福岡教育大学教授	
	安倍 ちか	九州栄養福祉大学准教授	
北九州市 P T A 協議会	小森 潤一郎	北九州市 P T A 協議会会長	
	脇 文子	北九州市 P T A 協議会専務理事	
	清水 良江	北九州市 P T A 協議会副会長 (母親代表)	
	遠藤 誠一	北九州市 P T A 協議会副会長	
関係行政 機 関	佐藤 文俊	(公財) 北九州市学校給食協会理事長	
学校給食 実施学校 校長	倉本 京子	北九州市立小森江西小学校長	
	本庄 裕子	北九州市立祝町小学校長	
	淵上 瑞恵	北九州市立沖田中学校長	
	諸藤 貴子	北九州市立引野中学校長	

《任 期》

自 平成30年 7月 6日  
至 令和2年 6月30日

## 北九州市学校給食審議会規則

昭和39年3月31日

教委規則第11号

改正 昭和40年9月10日教委規則第9号

昭和43年6月1日教委規則第21号

昭和44年7月10日教委規則第12号

昭和45年5月1日教委規則第14号

平成5年3月30日教委規則第4号

平成24年6月29日教委規則第5号

平成29年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定にもとづき、北九州市学校給食審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務組織および委員ならびにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の企画および運営に関すること。
- (2) 学校給食の普及、発展に関すること。
- (3) 学校給食の指導方針に関すること。
- (4) その他学校給食に関して教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命または委嘱する。

- (1) 学校給食を実施する学校の校長
- (2) 父母教師会の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数および議決)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援部学校保健課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 給食費の改定方法について（指針）

学校給食の実施においては、年間を通して常に均一な食事内容を維持することが基本であり、このための学校給食費の適切な見直し及びその改定方法については、次のように措置されたい。

1 協議方法は口頭により諮問し、審議会議題として審議する。

なお、学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。ただし、特別の事情があればその都度これを行うものとする。

2 主食（米飯・パン）及び牛乳の価格については、県価格の改定の都度、その額にスライドして決定する必要がある。

3 副食費については、原則として前回改定年度に実施した副食に係る献立を直近の材料費（単価）に置き換えた場合の増加率を勘案し決定することが適当である。

4 改定時期については、原則として4月とする。

昭和50年5月 北九州市学校給食審議会にて答申

昭和51年4月、昭和55年5月、昭和58年6月、平成3年5月、平成11年11月、平成25年10月 一部改正

## 給食費改定案2を改定額とした理由について

### 1 改定案2の給食費（答申（案）の改定額）

区 分	現行月額 (一食単価)	改定額 (改定率)	改定月額 (一食単価)
小学校	3, 9 0 0 円 ( 226 円 )	4 0 0 円 ( 10.3% )	4, 3 0 0 円 ( 245 円 )
特別支援学校小学部			
中学校	4, 9 0 0 円 ( 288 円 )	5 0 0 円 ( 10.2% )	5, 4 0 0 円 ( 310 円 )
特別支援学校中・高等部	4, 6 0 0 円 ( 269 円 )	5 0 0 円 ( 10.9% )	5, 1 0 0 円 (292 円 )

### 2 改定案2を採用した理由

- (1) 保護者負担である「学校給食費」の改定は、保護者の直接的な負担増となることから、市議会において慎重な意見もあり、改定額は必要最低限にとどめるほうが望ましいと判断したこと。
- (2) 本市は、消費者物価地域差指数において、政令市の中でも低い水準（平成30年の食料における消費者物価地域差指数の全国平均を100とした場合、本市は97.7で20政令市中18位）にあることから、給食費についても政令市における水準は考慮する必要があること。
- (3) 献立例による内容を比較したところ、現在は、ほとんど提供できていない牛肉や、提供回数が減少している果物・デザートについて、改定案1と比べた場合、若干劣るものの、現在と比べた場合には、大幅な改善がみられるほか、他の食材についても今まで使用できなかった食材が使用できるようになるなど、改定額を抑えた改定案2でも多様な食材によるバラエティー豊かな魅力ある給食の提供が可能となること。
- (4) 指針においては、「学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。」とされている（今回の改定は6年経過後）ことから、この指針に沿って改定を行うことで、以後の食材価格の上昇等に伴う給食への影響を最小限に留めることができるとともに、改定を行う際の改定額も、時機に見合った額での改定が可能となること。

**上記の理由から、両案を総合的に勘案した結果、改定案2を改定額として採用することとした。**

「給食費の改定について」

答 申（案）

令和元年 1 1 月 6 日  
北九州市学校給食審議会

令和元年11月6日

北九州市教育委員会 様

北九州市学校給食審議会

会 長 天本 祐輔

給食費の改定について(答申)

令和元年7月31日貴委員会から諮問を受けた、「給食費の改定」について、次のとおり答申する。

答 申

現在の学校給食費は、平成26年4月に現行額に改定され、その間、基本物資である米飯・パン・牛乳の価格の上昇により副食費は毎年減額せざるを得ず、また、副食に係る食材価格も上昇するとともに、平成26年度の給食費改定の際に消費増税3%分の転嫁を見送ったこと、文部科学省の「学校給食摂取基準」の改定によりエネルギー等の増加が必要なこと、夏季休業期間の短縮に伴い給食実施日数が増加することなどにより、更に学校給食の運営が厳しいものになることが懸念される状況となっている。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の給食費では、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある美味しい給食の提供が困難であり、児童生徒に必要な栄養価を維持していくためのより一層充実した献立内容が望まれることから、小学校、特別支援学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定する必要があるものと結論する。

## 記

### 1 給食費の改定について

#### I 小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定について

小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定については、「給食費の改定方法（指針）」（平成25年10月一部改訂）により、主食及び牛乳の価格は、令和元年度の県価格にスライドして決定し、副食費は、平成26年度に実施した副食に係る献立を平成30年度の材料費（単価）で置き換えた場合に対する前回改定額（平成26年4月）からの増加率（15.47%）を勘案して決定する。

以上の価格の合計額として得られる1食当たりの単価248.3円に、令和2年度の給食実施日数193日を乗じ、学校給食費の年間支払月数11月で除した後、端数処理（100円未満切捨）を行って求められる額、4,300円を改定月額とする。（1食単価245円、改定額400円、改定率10.3%）

#### II 中学校の給食費の改定について

中学校の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,400円を改定月額とする。（1食単価310円、改定額500円、改定率10.2%）

#### III 特別支援学校中・高等部の給食費の改定について

特別支援学校中・高等部の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,100円を改定月額とする。（1食単価292円、改定額500円、改定率10.9%）

### 2 改定時期について

改定時期については、令和2年4月分からとする。

なお、給食費の改定方法（指針）に、「学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。」と示されているように、改定後3年を目途に、主食及び牛乳の価格や副食に係る食材価格の動向を踏まえた給食費改定の検討をされたい。